内宮慶之FP事務所

〒543-0028 大阪市天王寺区小橋町12-2
ホワイトレジデンス809号
e-mail：fp.uchimiya@gmail.com
FAX：06-6796-8388

お気軽にご相談下さい 06-6796-8161

内宮慶之FP事務所 検索

FP Topics ＝知っておきたい相続知識＝ 2019年7月号

★相続法の改正★

6月号では、**成年後見制度**における『**任意後見制度**』と『**法定後見制度**』について解説してみました。
今月号では、**相続法の改正**をみていきたいと思います。いろんなメディア等で取り上げられることも多いと思いますので、ある程度ご存知の方もたくさんおられるかもしれません。昭和55年以来の約40年ぶりの大きな見直しとなっています。知っておいて損はない事柄がたくさんありますので、ご一読下さい。

改正の内容として７項目ありますので、まずは概要を解説してみたいと思います。各改正事項については、8月号以降にまたがることになるかと思います。

★改正の概要★

1．配偶者居住権の新設　2020年4月1日 施行

【現行制度】
配偶者が自宅（居住建物）を相続する場合、その他の財産（現金や預金）の相続分が少なくなってしまい、老後の生活費が十分ではなくなり少し不安でした。
【改正後】
配偶者居住権の創設により、自宅を相続し住み続けながら、現金や預金も相続し易くなります。

2．結婚20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等の優遇措置　2019年7月1日 施行

【現行制度】
この制度を使って生前贈与したとしても、遺産の先渡しを受けたと取り扱われ、相続時に相続財産に持ち戻されていました。
【改正後】
相続時に相続財産として持ち戻す必要がなくなり、配偶者はより多くの財産を取得可能になります。

3．預貯金払い戻し制度の創設 2019年7月1日 施行

【現行制度】
遺産分割が終了するまでは、相続人が単独では預貯金の払い戻しができませんでした。

★改正の概要★

3．預貯金払い戻し制度の創設

【改正後】
〔1〕預貯金の一定割合については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関から引き出せるようになります。
〔2〕仮払いの必要性がある場合には他の相続人の利益を害しない限り家庭裁判所の判断で仮払いが認められます。

4．自筆遺言証書の方式緩和　2019年1月13日 施行

【現行制度】
自筆証書遺言を作成する場合には、財産目録も含め全文を自書する必要がありました。
【改正後】
自書によらない財産目録を添付することができるようになります。（パソコンの使用など）

5．法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設　2020年7月10日 施行

【改正後】
自筆証書遺言を法務大臣の指定する法務局に“遺言書の保管”を申請することができます。

6．遺留分制度の見直し　2019年7月1日 施行

【現行制度】
〔1〕遺留分の請求によって相続財産に共有状態が生じてしまい、事業承継に支障を生じていました。
〔2〕上記で生じる共有財産は通常複雑な持分権となり、持分権の処分に支障がでる恐れがあった。
【改正後】
遺留分の請求によって生じた権利は、金銭債権として取り扱われ、相続財産の共有状態を回避できる。

7．特別の寄与の制度の創設　2019年7月1日 施行

【現行制度】
相続人以外の人は、被相続人の介護に尽くしていたとしても、相続財産を取得することはできませんでした。
【改正後】
上記の介護につくしていた相続人以外の人は、相続人に対し金銭の請求をすることができます。介護等の貢献に報いることができ、実質的に公平が図られます。

1 配偶者居住権

夫が亡くなり、相続財産は〔自宅と現金預金〕とします。現行の制度では配偶者が住み慣れた自宅を相続すると他の財産〔現金預金〕の相続分が少なくなり、老後の生活に若干不安が残ります。

昨今では、自身の生活（将来）が精一杯で親の老後を見てあげられる余裕のない世帯は多いと思います。相続時にしっかりとお金のことは整理しておき少しでも揉めごとのたねを残さないようにしたいものです。今回の改正では、少しでも多く自宅以外の財産〔現金預金〕を取得できるように配慮されたものだといえるでしょう。

やはり、文章だけではわかり難いと思いますので、【事例】で解説してみます。

相続人：母1/2・子1/2 （法定相続）の場合

【改正前】 （単位：万円）

財産	金額	相続分	母	子
自宅	2,000	1/2	2,000	0
現預金	3,000	1/2	500	2,500
合計	**5,000**	**1**	**2,500**	**2,500**

母が自宅2,000万円（相続税評価額）を相続すると現金預金を500万円しか相続することができず、老後資金に不安が残ります。

【改正後】 （単位：万円）

財産	金額	相続分	母	子
自宅	2,000	1/2	1,000	1,000
現預金	3,000	1/2	1,500	1,500
合計	**5,000**	**1**	**2,500**	**2,500**

改正後、母の自宅取得について、**“配偶者居住権”**が創設され配偶者の生活等に配慮できることになりました。配偶者居住権と対応する子が取得する権利は**“負担付所有権”**となります。

改正後の表のとおり、住み慣れた自宅で安心して暮らせる権利も取得でき、現金預金も1,000万円増の1,500万円相続することができました。

実の親子間で“そんなことないやろ～”という声も聞こえてきそうですが、遺産分割協議で物別れにおわり、調停でも決着がつかず、家庭裁判所に持ち込まれる争族裁判で一番のウェイトを占めているのが、このくらいの案件です。

家庭裁判所に持ち込まれる案件で一番多いのは、分割し難い財産についての争いのようです。

今回の事例では、自宅2,000万円と現金預金3,000万円、合計で5,000万円の遺産相続です。

実際、家庭裁判所で争われる裁判は5,000万円以下の事例で50%を少し超えています。なんと、3,000万円以下の事例は30%を少し超えているそうです。

相続財産はほぼ自宅だけのような事例が多いのではないでしょうか？

経験上、父親が亡くなり、母と子（複数）の相続の場合、母が存命の場合はまだ、母の重石が効いている場合が多く、そんなに大きな揉めごとにはならないケースが多いと感じますが、母親が亡くなると親の重石がなくなってしまい、相続が争族に発展してしまうケースも多々みられます。金銭の問題ではなく、感情論になってしまうようです・・・

～今月の山便り～

今月号の山便りは 、槍沢からの槍ヶ岳です。もうずいぶん前の写真だと思いますが、槍ヶ岳の北鎌尾根を登攀した帰りだと記憶しています。槍の穂先の左側鞍部に少しだけ見えているのが槍ヶ岳“肩の小屋”です。初めて訪れたのは高校山岳部1年の夏山合宿、15歳だったと思います。早生まれなので・・・もうほんとにヘロヘロになりながらたどり着いた記憶が鮮明に残っています。もう40年近く前のことなのに相当つらかったんだな～といまだに思います。

現在では、ほんの少ししか雪渓が見られませんが、当時は、肩の小屋の直前まで雪渓が残っていました。足元の雪の下では轟々と雪解け水が 流れており、数え切れないくらい、太ももの付け根まで雪を踏み抜いていた記憶があります。そのたびに先輩に怒鳴られて“流されたら絶対出てこられへんぞ～”その通りなのですが、雪渓歩きがなにか楽しくて怖くなかったような、昔は氷河そのものだった記憶です。